

厚生労働科学研究費補助金（労働安全衛生総合研究事業）

分担研究報告書

労働災害防止対策の推進とESG投資の活用に関する調査研究

サプライヤー管理に関する安全衛生に関する優良企業事例インタビュー調査

研究協力者 下田屋 毅 一般社団法人サ・グローバル・アライアンス・フォー・サステイナブル・サプライチェーン

研究代表者 永田 智久 産業医科大学産業生態科学研究所産業保健経営学 准教授

研究要旨：

本研究では、Environmental, Social and Governance (ESG) の観点から、ESG評価インデックスプロバイダーおよびESG評価会社の労働安全衛生に関する評価項目の情報収集およびインタビュー調査を実施し、ESG評価会社の労働安全衛生に関する評価項目についてどのようにESGの情報開示の評価に影響しているかを明確にすることを目的とした。

サプライヤー管理に関する安全衛生項目についてのインタビューについて、「三起商行株式会社」「株式会社アシックス」「株式会社アダストリア」と3社のインタビューを実施。今回の対象企業は、全てアパレル企業だが、サプライヤー管理においてSAQの実施と監査はアパレル産業が先進的に取り組みをしており、他の産業は、監査まで実施しておらずアパレル産業の3社の選定となった。このアパレル3社は、三起商行株式会社は非上場の企業であり子供服ミキハウスブランドを持ち、「ビジネスと人権」の特に現代奴隷法対応からサプライヤー管理をこの5年間で実施してきている。また株式会社アシックスは、スポーツアパレルであり2004年アテネオリンピックから世界中の人権NGOから質問状を受けるなどサプライヤー管理を長期間にわたり実施してきている企業で、ダウジョーンズ・サステナビリティ・インデックス、FTSE4goodなどのESGインデックスに入っている優良企業である。また株式会社アダストリアは、上場企業でさらにこの5年間で、東南アジアのサプライヤー管理を徹底してきた企業であり、今後ESGの情報開示を増やしていくことを考えている企業である。これらアパレル企業の中でもタイプの違う3社を選定し、そのサプライヤー管理の中での労働安全衛生の項目の確認と、その開示状況について確認した。安全衛生は、サプライヤー管理の中では、人権侵害の主要な要素だということを理解し、国際的に管理の徹底が求められている。

A. 目的

本研究では、Environmental, Social and Governance (ESG) の観点から、企業のサプライヤー管理を実施する上で、労働安全衛生に関する項目インタビュー調査を実施し、サプライヤー管理において労働安全衛生に関してどのように項目を設定し監理しているのか、またその情報についてESG情報として公開しているのかについて明確にすることを目的とした。

B. 方法

企業の中でもサプライヤー管理を先進的に実施している日本企業へ、どのように労働安全衛生を含んだサプライヤー管理を実施しているのかインタビューの実施を試みた。今回3社（三起商行株式会社、株式会社アシックス、株式会社アダストリア）とインタビューを実施。3社について、サプライヤー管理において、労働安全衛生の項目について、SAQ（自己問診票）と監査を実施して、どのように管理を行っているのか、またその労働安全衛生に関するサプライヤー管理の情報をどのように開示しているのかについて情報を入手した。

C. 結果

1. サプライヤー管理全般について

1) 三起商行株式会社

サプライヤー数は、日本国内で130社、海外で95社となっている。衣料品だけで

なく、小物類雑貨、靴、帽子、バックを含めた全てのサプライヤー工場である。スポットで1商品だけをお願いするサプライヤーもあり、100%全てカバーできてはいない。

2) 株式会社アシックス

サプライヤー工場は、主要工場リストを公開しており、164工場を掲載している。一次委託先工場が157工場、残り7工場が二次委託先工場。また海外工場が164工場のうち137工場、日本の工場が27工場という構成である。

3) 株式会社アダストリア

サプライヤー工場は、自社管理と商社管理の工場がある。

自社管理で、直接取引をしているアパレル工場は、海外が100～110社、日本国内が10～20社、また雑貨類（生活雑貨、服飾雑貨）も多く取り扱っており、展示会などから仕入れるスポットも含めると170～180社となっており、約300社が直接取引をしている。

また商社管理の工場については、約850社で工場自体はほぼ海外工場で、10～20社が国内生産である。

2. SAQ（自己問診票）について

1) 三起商行株式会社

2019年7月に英国現代奴隷法の声明の対応のために広範囲にわたる設問を用意し

てSAQを実施した。サプライヤー工場全体に対して実施したのは、その1回である。国内工場が75工場、海外で76工場の計151工場に対してアンケートを実施した。これは三起商行株式会社の売り上げの8割を占める工場に対しての実施である。

SAQの労働安全衛生の項目としては、以下の13項目であり、労働安全衛生・緊急事態要件に対処する方針・手順、労働安全衛生目標、防災管理体制、避難訓練、労働安全衛生関連の教育、労働者への衛生施設の提供、機械の保守管理、健康診断、救急用具、業務上の怪我及び疾病、事故記録の記録、第三者認証による安全衛生マネジメントシステムなど。

14項目については、別添資料参照

2) 株式会社アシックス

SAQは、不定期に実施している。これは必要に応じて、監査に行けない時やある瞬間に一斉に調査をかけたい時に実施している。項目は全部で125問あり、その中に労働安全衛生の項目が63問入っている。

内容としては、消防関係、消火器の管理、避難訓練、避難経路の確保、避難経路図、非常灯や標識、警報機やスプリンクラー、また電気機械関係、機械類の安全、電気の補修維持、個人用保護具について。また食堂の衛生管理、労働災害とその記録、化学品関連（MSDS）の管理、保管倉庫、など。

63項目については、別添資料参照

3) 株式会社アダストリア

SAQの中で労働安全衛生の項目は、人権と労働という中に労務環境を含めて入れている。労働の中で、労働組合、結社の自由、過重労働、残業、適正な労働契約、給与の支払いを大前提にしながら安全衛生の施設の整備を確認している。

縫製工場などでは、救急医療品の設備や設置、場所の確認、中身の定期点検、期限の確認。裁断の際の鎖手袋、安全眼鏡の使用などの個人用保護具について。また化学物質のSDSの確認、使用している化学物質の一覧表の確認。機械の管理やメンテナンス、緊急時の警報器、消火器、スプリンクラーの作動、緊急避難訓練の実施。衛生管理で、従業員への飲料水の提供、男女別また清潔なトイレの設置。居住施設（寮、出稼ぎ労働者の居住施設）施設内の寮のシャワールーム等の衛生状況など、43問中、安全衛生については17問である。

3. サプライヤー監査について

1) 三起商行株式会社

サプライヤー監査については、現代奴隷法対応として、サプライヤーに実施したSAQの結果から、実態調査をすることの優先事項を特定し、優先度の高い工場から監査を実施してきた。2018年2月～2019年10月の1年8か月の期間で日本国内25社の監査を実施した、海外は0社。

2020年以降は新型コロナウイルスの関係であまり進められていない。

監査で実施している安全衛生項目は、SA8000やRBAなどの国際的な行動規範を基本にして確認を行っている。社外専門家とともに工場を訪問し、実態調査を実施する。工場内を監査で現場確認を行い、監査のクロージングのミーティングにて、不適合事項があれば指摘を行い、最終的に報告書を提出し、改善に向けた要請を行っている。指摘事項としては、「避難経路に障害物がある」「避難口の前に荷物が積まれている」「避難経路図の掲示無し」「避難訓練の未実施」「化学物質、薬品の管理が不十分」「個人用保護具の未実施」「消火器の設置不十分」「外国人労働者旨の母国語での労働安全衛生関係の表示」などがある。

報告書に記載の指摘事項のまとめは別紙参照。

2) 株式会社アシックス

監査は、コロナ禍で実施が進んでいないこともあるが、基本的に164のどの工場も年1回の監査を実施している。2次委託先は注力せず、1次だけ、またレベルが高い工場は監査の頻度を3年に1回などとして下げている。監査は、自社の社員が行く監査と、海外において現地の監査会社委託して実施する監査があり、それを使い分けしている。自社で行くメリットは、アシックスの考え方を工場経営者へ直接伝えることができ、工場経営者の考えも聞くことができ、会社対会社のコミュニケーションを重視している。監査会社を

使用するのには、現地の言語、法律の適用、外部の指標で確認し、説明責任を果たすことができるという点で使い分けをしている。2020年はコロナで半数になったが、毎年100件の監査を実施し、2020年はリモート監査も実施した。監査の労働安全衛生確認項目(監査員用備忘)については、146問になる。

監査の中での不適合事項については、消防関係の指摘事項が多い。非常口の含めた避難経路の確保、非常灯、避難標識などの標示関係、また消防チーム体制や消防訓練について。化学品SDSや化学品のリストとその管理ができていない。

不適合事項については、監査の最後のクロージング・ミーティングで指摘し、その上で報告書を提出して、改善計画を立てることをお願いしている。

3) 株式会社アダストリア

SAQの質問の回答から、SAQで不適合事項が多い工場に優先順位をつけて監査を実施している。

件数は、20～30社/年で監査を実施しており、2019年は40社に対して監査を実施した。監査は中国とASEANを含めた海外への監査であり、日本は年間1社実施するかどうか。

監査の項目については、SAQの内容を一から工場に確認する方法で、SAQの回答の見直しを監査で実施するようにしている。

監査での不適合事項としては、工場の食

堂の衛生管理、廃棄物について、消火器の定期点検、非常口、通路、避難経路の確保、ミシンや裁断機など機械のレイアウト変更による通路幅の変更など。指摘事項のうち労働安全衛生に関するものは、全体の50%程度になる。

不適合事項の改善については、監査のクロージング・ミーティングにおいて、不適合事項を伝え、その後報告書という形で、改善事項について報告を頂くようにしている。内容によっては、1が月、3か月、6か月と期間を設定し、改善を促す。また目で確認をしたいものは、フォローのモニタリング、また中国などの現地法人事務所のスタッフに訪問を依頼し写真撮影をお願いしている。

4. 監査の基本となる国際行動規範

1) 三起商行株式会社

三起商行としては、決めていないが、国際的な行動規範であるSA8000、RBAなどの行動規範を基準に監査を行っている。

2) 株式会社アシックス

アシックスとして、行動規範に相当するものとして「ビジネスパートナー管理方針」がある。2004年のアテネオリンピックの際に作成したものを何回かバージョンアップして活用している。主にこの方針を使用している。この根幹となるのはILOの基本条約、業界団体の世界スポーツ

用品工業連盟などに沿ったものである。一応独自に作っているが、突飛なものではない。これに基づいて、雇用基準として、強制労働、児童労働、移民労働者、虐待ハラスメント、差別、結社の自由、安全衛生がある。これを工場に配布している。

現在は契約書にこれが付属書類として付けており、工場と新規取引を開始するときは署名をもらうことになっている。以前からの取引先にも送付し、同様に署名をもらうようにしている。そしてその工場内においてこの内容の周知をさせていただいている。

3) 株式会社アダストリア

アダストリアでは、5年ぐらい前に監査法人と一緒にアダストリア・グループの調達活動方針とガイドラインをまとめた。またそれを基準した誓約書にサプライヤーに同意をしてもらうことからスタートしている。

またこれらはホームページにも掲載しており、調達方針とグループ調達ガイドラインの作成を行い、それを基本に実施している。

グループ調達ガイドラインが我々の行動規範であり、これをコンサルティング会社とともに他の行動規範を参照して作成した。

スタート時点では、外部に依頼せずに自社でSAQや監査など実施できることを

ベースにこのガイドラインの作成をお願いした。様々な情報を集めて200ぐらいの質問があったが、それを43へ絞り込んだ。

5. サプライヤー管理に関するESG情報開示

1) 三起商行株式会社

三起商行は非上場なので株主投資家への開示はない。労働安全衛生面に関して特化した情報開示はしていない。現代奴隷法声明は、サイトにアップをしている。今のところはサプライチェーンに向けた説明は、まだしている状況ではないと思っている。

大きな動きとして現代奴隷法声明の対応はしているが、個別の内容に関する説明や開示というのはいない。

サプライヤー説明会は、毎年定期的に行っているというわけではない。過去2回、2017年10月、2020年1月に説明会を実施。2017年10月は、サプライチェーンCSRの調達ガイドラインの初版の作成をした際に取り組みを進めるための説明会。サプライヤーに最初の説明会を実施。その際はガイドライン配布。2回目の2020年1月は、苦情処理メカニズムとしてのワーカーズボイスを導入についての説明、そしてガイドラインの改定版である第2版をサプライヤーへ配布。

今回の説明会はコロナ禍でまだ予定がたっていない。

2) 株式会社アシックス

基本はGRIを使用している。ホームページのサステナビリティレポートのところにGRI対照表も添付している。

開示しない項目を決めていないので基本は全部を開示する。監査件数、指摘事項など。

全工場の全部の事例をあげるわけにいかないが、サステナビリティレポートに記載し、ホームページに貼り付ける。またサステナビリティのページに追加し、補足情報を掲載している。

監査は、ここで全体的な項目として要約していている。英語が基本となっており、英語版でしか開示していない。

以前はCSRレポートを日本語で書き、必要に応じて英語に直して配布するスタイルだったが、時代の流れで英語中心で作るようになった。

3) 株式会社アダストリア

CSR調達活動の開示が、今まで明確にはできていなかった。2021年12月ぐらいにアダストリア社のCSRレポートの中で、「地域と成長する」や「コンプライアンスについて」今回開示する。

CSRのところは、生産地域の持続可能な発展というところを「地域と成長する」ということでやっており、アダストリア・グループの調節方針のガイドラインの誓約書の受領数や、工場モニタリングで108

という数字、実際のモニタリングの件数の実績と改善依頼項目まで今回開示しようとしている。

パートナーシップ認定を工場としっかりやっていく。我々も工場のカンファレンスというのを毎年ずっとやってきたが、この2年でできていない。中国で各工場と取り組む中で、取り組みが出来た工場をパートナーシップ認定書を渡している。今まで30件くらいそのようなパートナーシップの認定を受けている工場がある。本当は2020年も2019年も増加させて100近くにしたいかったが、全く出来ずに止まっているというのが現状。

労働安全衛生の情報開示について、数字の確認については経営企画で実施しており、共有が大丈夫な状態にしている。

労働安全衛生のモニタリングの中で、化学物質の管理のところに指摘があったという程度になっている。

例えば化学物質の管理が良くなかったので、改善要望しているというもので、全部で10項目に細かく分かれて、何件ずつ程度のところまでは入れている。

6. ESGインデックスについて

1) 三起商行株式会社

非上場企業のためESGインデックスは該当しない。

2) 株式会社アシックス

ESGインデックスとして、ダウジョーンズ・サステナビリティ・インデックスは、7年連続評価されている。またMSCIは2020年はAAの評価。FTSE4Goodも評価されている。

その他、KnowTheChainは投資家や一般の人が認識している重要視されている指標であり、強制労働に特化されているものだが、安全衛生にも関わる項目はある。2018年、2021年、日本企業ではファストリテイリングとアシックスがランクインして、世界平均からもう上回った企業としてはこの2社だけ。日本企業は進んでいないのが浮き彫りになった。その他ファッション・トランスペアレンシー・インデックスというヨーロッパの評価機関も対応している指標である。

3) 株式会社アダストリア

ESGインデックスには該当していない。2021年4月東証プライム市場銘柄になった。また準なでしこ銘柄に認定され、2022年はなでしこに挑戦し企業価値を上げていることを考えている。

D. 考察

今回の対象企業である「三起商行株式会社」「株式会社アシックス」「株式会社アダストリア」は、全てアパレル企業となったが、このサプライヤー管理についてSAQの実施と監査を実施しているのは、アパレル産業が他の産業よりも取り組みを

先進的に実施しており、他の産業では、やっとなSAQを実施を始めるということもあるなど取り組みが遅く、監査まで実施している産業はあまりないために、アパレル産業の3社を選定することとなった。このアパレル3社については、三起商行株式会社は非上場の企業であるが子供服ミキハウスブランドを持ちサプライヤー管理をこの5年間で実施してきている。また株式会社アシックスは、スポーツアパレルであり2004年アテネオリンピックから世界中の人権NGOから質問状を受けるなどサプライヤー管理を長期間にわたり実施してきている企業で、ダウジョーンズ・サステナビリティ・インデックス、FTSE4goodなどのESGインデックスに入っている優良企業である。また株式会社アダストリアは、上場企業でさらにこの5年間で、東南アジアのサプライヤー管理を徹底してきた企業であり、今後ESGの情報開示を増やしていくことを考えている企業である。

このサプライヤー管理の視点からの取り組みだが、ビジネスと人権の視点から、サプライヤーの工場において、特に強制労働、児童労働といった人権侵害のリスクを回避するという視点で進められてきている。そしてサプライヤーに遵守してもらうための行動規範を設定し、それに基づき、SAQ、監査について指摘を行い、また改善をすることを促しているが、行動規範の中でも重要な要素として安全衛

生が入っており、その指摘や改善を促す中で、一番項目として多いのが安全衛生となっている。このように非上場、上場限らず自社のサプライヤーには、これらサプライヤー管理を実施し、人権侵害のリスクを回避するための項目として、安全衛生への取り組みをサプライヤーへ促しているのである。

またESGの情報開示という点においては、上場企業であり、サプライヤー管理を長年実施してきた株式会社アシックスの取り組みが抜きんでているが、これは前述した強制労働や児童労働などのビジネスと人権へのリスク回避の視点から、サプライヤー管理が求められ、そしてそれに伴って情報開示も進められてきたことがある。安全衛生は、サプライヤー管理の中では、人権侵害の主要な要素だということを理解し、その管理の徹底が求められている。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況なし

なし

I. 引用・参考

なし